

件名	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	なし
改正対象	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年松前町条例第 6 号）
根拠法令等	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 50 号）
改正理由	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準省令」という。）において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有するものなど、基準省令第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了したものでなければならないこととしている。</p> <p>今般、「平成 29 年の地方からの提案等に関する基本方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、「放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項）の事務・権限については、平成 31 年度から指定都市も実施できることされたことを受け、基準省令が改正され、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったため。</p>
改正の主な内容	放課後児童支援員認定資格研修の実施者について指定都市の長を追加する。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	